

About the trial of the package bus.

はじめに

ラッピングバスに対する広告物条例の規制については、平成11年度の札幌市、12年度の東京都をはじめとして他の自治体において緩和が進められている。

本市においても平成15年9月に出された福岡県バス協会からの規制緩和の要望書にもとづき都市景観への配慮を条件に規制緩和に向けた試行を開始することとした。

ラッピングバスについての本市の対応

福岡市は、日本1のバスの保有台数を誇る西日本鉄道(株)が立地するバス交通の発達した都市である。また、バスが集中する渡辺通りの通過台数は、平日一日当たり、上下それぞれで約1,700台(本年6月現在)に達する。

大きな車体を持つバスへの広告設置は、都市景観に大きな影響があると考えており、ラッピングバスの導入にあたっては、福岡市の都市景観の向上を図れるよう以下の配慮をした。

①車体広告についてのデザインの指針を設けるとともに専門家による審査を行う。

(車体広告のデザイン指針)

- 福岡市の都市景観になじみ、また、これを向上させるもの

- 住民だけでなく来訪者にとっても、眺めて楽しく、また、乗りたくなるようなデザインとすること
- バス全体を1つのパッケージとしてデザインした、シンプルで分かりやすいものとする
- イメージを主体としたデザインとする

(デザイン審査委員会による事前調査)

外部の専門家によるデザイン審査委員会を設置し、車体広告のデザインについて委員会の審査を合格した広告のみ掲載可能となる。

デザイン審査委員会構成

学識経験者	3名
福岡県バス協会	1名
市職員	1名

②ラッピングバスの総量を規制する。

(路線バスの1割程度)

③デザインの自由度の確保する規格の設定

車体広告の規格としては、車体デザインの自由度を確保するため、交通の安全性の確保等を前提に車体前面、車体上部及び窓面についても広告設置を可能とした。

